



平成 26 年 10 月 31 日

保険薬局と保険医療機関との一体的な構造を規制する規定の解釈の見直し（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「保険薬局が保険医療機関から経営上独立していることが十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当であり、身体が不自由な者等の利便に配慮する観点から規定の解釈を見直す必要がある。」等の意見を踏まえて、平成 26 年 10 月 31 日、厚生労働省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

保険薬局と保険医療機関とが隣接している場合、国が一旦公道に出て入り直す構造を求めていることもあり、両施設の敷地境界にフェンス等を設けている。フェンス等により仕切られていると身体が不自由な者、車いすを利用する者、子供連れ、高齢者にとっては不便であるので、一旦公道に出て入り直すべきとする杓子定規な考え方は見直してほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（静岡県）が受け付けた相談である。

○ 構造上の独立性の取扱い

厚生労働省は、保険薬局と保険医療機関の一体的な構造とは、保険薬局の土地又は建物が保険医療機関の土地又は建物と分離しておらず、公道又はこれに準ずる道路等を介さずに専用通路等により患者が行き来するような形態である旨を通知している。

一方、いわゆる医療ビルのような形態は好ましくないが、このような場合にあっては、当該建物について患者を含む一般人が自由に行き来できるような構造になっている旨を十分に確認し、併せて患者誘導が行われるような実態がないことに留意することとしている。

○ 本件相談の趣旨に関連があると考えられる本件とは別の訴訟の確定判決

医薬分業の目的達成という見地からすると、（経営上の独立性と比べて構造上の独立性は）より間接的な要件といえるから、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当である。（抜粋）

（あっせん要旨）

厚生労働省は、保険医療機関に隣接して設置されている保険薬局の指定（更新）を行うに当たり、当該保険薬局における、保険医療機関からの経営上の独立性が確保されていることが確認できる場合には、構造上の独立性について、例えば「両施設の敷地境界がフェンス等によって仕切られている必要がある」といった杓子定規な考え方はせずに、訴訟の判決を踏まえ、対応する必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、保険薬局と保険医療機関との敷地境界にフェンス等を設けて仕切られる事例の減少が期待できる。

保険薬局と保険医療機関との土地又は建物の一体的な構造を規制する規定

1 関係法令における取扱い

「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」(昭和 32 年厚生省令第 16 号) 第 2 条の 3 によれば、保険薬局は、保険医療機関(健康保険法の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院又は診療所)と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行ってはならないとされている。

2 実務上の取扱い

「保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部改正等に伴う実施上の留意事項について」(平成 8 年 3 月 8 日付け保険発第 22 号厚生省保険局医療課長、歯科医療管理官発、都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長、国民健康保険主管課(部)長宛て通知)によると、次のとおりとされている。

- 保険医療機関と一体的な構造とは、保険薬局の土地又は建物が保健医療機関の土地又は建物と分離しておらず、公道又はこれに準ずる道路を介さずに専用通路等により患者が行き来するような形態のものをいう。
- 保険薬局の独立性の確保の観点からは、いわゆる医療ビルのような形態は好ましくないが、このような場合にあっては、当該建物について、患者を含む一般人が自由に行き来できるような構造になっている旨を十分に確認すること。加えて、このような形態の場合には、患者誘導が行われるような実態のないよう、併せて留意すること。

(注) 下線は当省が付した。

本件相談の趣旨に関連があると考えられる本件とは別の訴訟の概要

1 訴訟の概要（背景・請求の趣旨）

原告（保険薬局の指定申請者）は、医療機関が同居する区分建物（1～11 階医療機関、12～24 階マンション）の1階に保険薬局の開設を予定し、東北厚生局長に対して保険薬局の指定を申請。

東北厚生局長は、同薬局について、省令で禁止している「保険医療機関と一体的な構造」が認められるとして、保険薬局指定拒否処分を実施。これに対し、原告は、処分の取消し等を求めて訴訟を提起。

東京地方裁判所での原審判決は被告（国）が全面勝訴したが、原告が東京高等裁判所に控訴し、控訴審判決では被控訴人（国）が一部敗訴。

2 東京高等裁判所における控訴審判決の概要

医薬分業の目的達成という見地からは、経営上の独立性と比べて構造上の独立性は、より間接的な要件といえるから、本件事案において、経営上の独立性が十分に確保されている場合には、構造上の独立性に関する規定は緩やかに解するのが相当である。本件においては、経営上独立しており、医療機関と敷地が同一ではあるものの、一体的な構造にあるということはできないため、指定拒否処分は違法な処分と認められる。

（注）下線は当省が付した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長